公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会　副事務総長の職務権限規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）定款第２２条第２項の規定に基づき、副事務総長の所掌業務を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。

担　　当	所　掌　事　務
小野平八郎副事務総長	運営統括室及び総務局の事務に関すること。
髙科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、イベント局、ＩＣＴ局及び日本館の事務に関すること。
東川直正副事務総長	運営基盤調整統括室、会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。
田中清剛副事務総長	施設維持管理局及び持続可能性局の事務に関すること。
櫟真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。
水谷徹副事務総長	マーケティング戦略に関すること。

総務局の事務については、小野平八郎副事務総長を主担当とし、髙科淳副事務総長を副担当とする。

ただし重要事項及び各局にまたがる事項については、上記の規定にかかわらず、相互に連携するものとする。

２　博覧会の開場時間中は、副事務総長のうち１名が交代で会場内に常駐し、会場内で発生した重大な事象への対応（記者会見等の情報発信を含む）を担う。

（副事務総長に事故があるとき等の措置）

第３条　副事務総長に事故があるとき又欠けたときは、その副事務総長の分担事務については、代表理事が定めるところにより他の副事務総長が代わって処置するものとする。

（細則）

第４条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

　この規程は、令和元年６月１日から施行する。

附　則

　この規程は、令和元年７月５日から施行する。

附　則

　この規程は、令和元年１０月２１日から施行する。

附　則

　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

　この規程は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

　この規程は、令和４年７月１日から施行する。

附 則

　この規程は、令和４年７月１５日から施行する。

附　則

　この規程は、令和５年５月８日から施行する。

附　則

　この規程は、令和５年６月１５日から施行する。

附　則

　この規程は、令和５年９月１日から施行する。

附　則

　この規程は、令和５年９月１９日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年２月７日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年１０月１５日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。